

平成27年度第4回野洲市総合計画外部評価委員会 会議要録

日 時：平成28年2月10日（水）午後1時30分～5時15分

場 所：野洲市役所 本館3階 第2委員会室

出席委員6名

（兵藤委員長、板倉委員、田中委員、中野委員、西川委員、松並委員）

○ 議事

- ・ 前回委員会(中間評価)の振り返りと最終評価方法について
- ・ 担当課ヒアリング・最終評価(事前評価案の確認と意見交換・決定)
- ・ 外部評価結果報告書(素案)について

○ 前回委員会の振り返りと最終評価方法について(事務局説明)

- ・ 当初、中間評価の結果を踏まえた意見等に最終ヒアリングでの内容を加味して、外部評点と総合評価を決定し、事業への所見を付する。

○ 外部評価事業ヒアリング・意見交換の概要

- ・ 事業進捗状況について(担当課説明)
- ・ 事業全体の課題について(担当課説明)
- ・ 今後の方向性について(担当課説明)
- ・ 意見交換

① 事業通番 2 児童虐待の防止 (健康福祉部 家庭児童相談室)

<今年度事業の内部評価>

○進捗度 4：予定通り進行中、評価 4：現行どおり継続すべき

<事業進捗、目標の達成状況等>

- ・ 児童虐待相談件数420件(平成26年度389件)
- ・ 要保護児童対策地域協議会
個別ケース検討会議75回(35ケース)
- ・ 県スーパーバイザー派遣依頼10回(専門性の確保)
- ・ 市児童虐待防止研修会開催3回
- ・ 県児童虐待相談等関係職員研修会
研修会派遣延べ25名(8所属)
- ・ 児童虐待防止生涯学習出前講座3回
- ・ 児童虐待防止街頭啓発9回
- ・ 保、幼職員(児童虐待対応担当者)意見交換会1回

＜事業全体の課題、今後の方向性＞

- ・児童虐待相談件数も増加傾向にあり、前年度より継続して支援するケースや困難なケースも多く、業務を遂行するために必要な専門性を確保するために、児童福祉司や児童心理司など専門職採用（福祉職としての採用を含む）の増員が必要である。同時に関係機関職員のスキルアップが必要である。
- ・児童虐待の未然防止（虐待の芽をつみとる）として、アウトリーチ型支援（訪問型支援）の実施。
- ・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の効率的な運営。

○ 最終評価（事前評価案の確認と総合評価の決定）

- * 「必要性」、「有効性」、「合理性」の項目の外部評点と意見等について、事前照会内容において修正や追加意見等の確認を行ったが、変更や追加はなかった。

＜総合評価における意見交換＞（○委員、→市回答）

- 本来、子育ては家庭や親族が責任をもって行うべきであるが、それが崩壊している。そのような中で、行政は声があげられない世帯に対しての最後の砦であり、市が行う意味合いは強い。もう少し頑張ってもらいたい部分はあるが、生活困窮世帯も絡めた対策を行うなど市の施策の方向性としてはよく、評価として「3：拡充して継続」でよい。
- 相談件数の増加を、事業の成果とみるか事態が悪化しているか判断が難しい。そういった面でも、有効性がわかりにくく成果が見えにくい事業といえるが、今後も必要性が高いと思われる事業であるため、総合評価として「3：拡充して継続」が望ましい。→確かに成果が見えにくく、数値をどう判断するかはそれぞれの見方によって異なる。現場としては、救われる家庭が増えるようにという意識でやっている。今後、虐待の芽を摘んでいくために更なる努力が必要であり、実際に虐待が起きていることに対しての対策も含めて両輪で事業を行っていく必要がある。
- 行政の介入がうまくいっており、件数が伸びている。ただ、個人情報を取扱う上での制約などがあり、せつかくのシステムを現場でうまく活かしてきれていないので、そのあたりを改善してほしい。
- いじめの根源は、人間の尊厳に対する理解が足りないところや社会構造の変化に伴う孤立化が大きい。講習会等で人間の尊厳に関するテーマはあったか。→テーマとして出ていないが、虐待は人権に関係するものであるため、講師各自でそういったことが大切であるという考え方を持ちながら研修をしていたように感じる。
- 評価としては「3：拡充して継続」でよいと思うが、目標以上の効果は得られていないように感じる。現在は、こどもに対する問題は、家庭だけで対処できる問題ではないことは社会的に常識である。目に見えにくい問題に対して、有効性を高められるように取り組んでほしい。
- 県での取り組みや先進的な取り組みを行っている自治体はあるか。

→大学と連携して、県内の市町と議論を行う場を持っている。野洲市の取組みも紹介して意見をもらい、他市の良い部分も取り入れている。九州の自治体では、虐待の早期対応として NPO 法人が活躍されている例もある。野洲市でも民生児童委員に委託して1歳の誕生日をむかえる子どもをもつ家庭に対して、家庭訪問などを行っている。

■ 総合評価

外部評点および今までの委員の意見を総合的に評価し、委員会としては、この事業の外部総合評価を「3：拡充して継続」とする。

社会的状況から見ても、家庭だけで解決できる問題ではなく行政が介入していく必要がある。実績数値の面からの評価はなかなか難しいが、生活困窮者などの視点にも立った事業の方向性としては評価できる。

ただ、現場での発見機能などシステム面での活かし方に関しては改善の余地があり、その点が課題である。

事業を実施していくうえで、人の力によるところが大きく、今後、研修なども含めて対応する人材面を強化していく必要がある。

※総合評価の所見については、これまでの委員会での意見を事務局でとりまとめ、事後に確認することとする。各委員でこれに対する意見については、事務局と調整願いたい。

事業通番 30 地産地消の推進（環境経済部 農林水産課）

<今年度事業の内部評価>

○進捗度 4：予定通り進行中、評価 4：現行どおり継続すべき

<事業進捗、目標の達成状況等>

- ・「おいで野洲まるかじり協議会」については、11月に設立総会を実施した。そして、先進事例等を参考に地産地消の情報をまとめたマップを作成している。
- ・水田における野菜の生産拡大については、新たに木部や高木などの地区でキャベツの生産が始まった。
- ・学校給食向け農産物について、生産者の掘り起こし、JA等との連携により、生産・供給の拡大を図った。市内産野菜使用率28.3%（2月末時点の見込み）

<事業全体の課題、今後の方向性>

- ・農林水産物をPRする戦略の策定、販売拠点の検討が必要。
- ・市内の飲食店等と連携した取組みの検討が必要。
- ・作成した「地産地消マップ」を活かしつつ、農林水産物をPRする戦略を検討する。
- ・市内の飲食店と連携した活動の可能性を探る。
- ・当初予定していた計画は実施できたが、新たな課題も見えてきたため、それについて検討が必要。

○ 最終評価（事前評価案の確認と総合評価の決定）

* 「必要性」、「有効性」、「合理性」の項目の外部評点と意見等について、事前照会内容において修正や追加意見等の確認を行ったが、変更や追加はなかった。

<総合評価における意見交換>（○委員、→市回答）

○他の施策との連携など事業の広がりが必要。民間市場ベースとは異なる動きや差別化を図って、市として新しい方策を講じ、市民へアピールする必要がある。

→従来、農家は自給自足で野菜を育て消費していたが、担い手不足等の問題からスーパーや市場で購入するケースが増えてきた。こうした社会状況の変化のなかでどのように地産地消をPRするかという課題が生まれた。行政としては、一つの方向性として、まるかじり協議会があるが、現状市民に対してのPRが見えてこないことも事実である。今後の方向性としては、野洲駅前開発に合わせた地産地消のPR、新クリーンセンター整備に伴う地産地消販売所の設置、まるかじり協議会を中心とした飲食店へのPR等を予定している。

○市が地産地消やブランド化の推進などに公的資金を投入する正当性や意味が現段階で見えてこない。

○行政が手を貸す必要性はある。ただ、長期間支援するのではなく、必要なところに年数を区切って支援して、最終的には民間を育てるようなイメージで行ってほしい。

○地産地消を推進するのであれば、野菜等地元産の農産物を活かした料理をもっと考案したほうがよい。ある自治体では、地元の学生やスーパーも巻き込みながら実際に考えて販売している例がある。現在は活用性という面で物足りなさがある。

○外部の力をうまく使っていない現状である。市単体で考えるのではなく、県全体でPRできるものを考えて、それを市で売っていくことも一つの手法である。

○JAだけでは解決できない問題であり、行政が手を貸す必要がある。

○自身では使っていない農地を、一般用の家庭菜園として貸し出して、そこで出来た農産物を販売している例もある。地産地消としては、有効な手法である。

○外部から訪れた人のためにも地元産の農産物を食べられるような飲食店が必要。

○地産地消の一番基本的なところは、生産者と消費者の繋がりである。この生産者だから安心してできるという消費者との信頼感が大切である。

→現在暮らしている環境を守っていくという観点や農地保全の点からも地産地消の推進は重要である。担い手を確保するためにも、農業による収益性を高め、地産都消など外部へと農産物のPRを押し進める必要があり、その第一歩として市民に地元の農産物の良さを知ってもらう地産地消という取組みが大事になってくる。平成28年度は、市内の飲食店に地元の農林水産物を使ってもらい、野洲市を訪れた人が地元の食材を食べられるような体制作りを行っていきたい。

■ 総合評価

外部評点および今までの委員の意見を総合的に評価し、委員会としては、この事業の外部総合評価を「2：改善のうえで継続」とする。

地産地消の推進に対して、市がどこまで介入するかの議論は必要であるが、民間を育成するという観点で、その必要性や合理性は高いといえる。

地産地消の意味を行政、農家、地域住民が共有して取り組むことが必要である。

取組みについては、生産者側の視点だけではなく、「食べる」「販売する」といった消費者側の視点を重視して、商品開発やPR方法などを工夫した体制作りが今後必要である。

総合評価の所見については、これまでの委員会での意見を事務局でとりまとめ、事後に確認することとする。各委員でこれに対する意見については、事務局と調整願いたい。

③ 事業通番 64 債権の管理体制及び手法の整備（総務部 納税推進課）

<今年度事業の内部評価>

○進捗度 3：着手したが予定より遅延、 評価 5：拡充して継続すべき

<事業進捗、目標の達成状況等>

- ・債権移管基準等の実務に必要な内容については、11月末に確定。現在、具体的な法的措置及び債権放棄に関する内容について関係所管課と協議を行っている。
- ・債権放棄に関しては、1月27日（水）に債権管理審査会を開催した。

<事業全体の課題、今後の方向性>

- ・実務に関するルールは策定されているが、実際に事務の遂行により、新たな課題も生じている。現在、上下水道料金について法的措置の対象となる債権があるが、上水道分は私債権であり、そのまま移管可能である一方、下水道分は強制徴収公債権であることから、本来は移管対象ではない。しかしながら、両者は不可分の債権であり、同時に対応できるよう調整を行っている。
- ・平成27年度は、初年度ということもあり、各債権所管課においても台帳等の整備が不十分な場合があったが、今後は的確な債権管理により、徴収すべき債権や生活状況等により猶予や放棄すべき債権について、それぞれ適正に事務処理を行う。

○ 最終評価（事前評価案の確認と総合評価の決定）

* 「必要性」、「有効性」、「合理性」の項目の外部評点と意見等について、事前照会内容において修正や追加意見等の確認を行ったが、変更や追加はなかった。

＜総合評価における意見交換＞（○委員、→市回答）

- 被債権者が野洲市へ相談に来て、生活再建に向けて第一歩を踏み出せるという記事を見たがこの事業に関連するものか。
→関連している。未納者に対して一方的に払うよう指導するだけでなく、各課と連携を図りながら市民生活相談課へ繋ぎ、根本的な生活再建を行っていくことも本事業の目的の一つである。
- 市民の手助けになるものであり必要性は高い。一般市民に対して、わかりやすく制度を広めていければ更に良いものとなる。債権管理と生活困窮者対応とのわかりやすい説明が必要である。
- 確かに債権をただ処理するだけでは機械的である。市側が事業を通して何を行っているのか、当事者はどうすればよいかの方がより解りやすくなるよう事業が発展することを期待する。
- 債権の放棄に関して制度が悪用される可能性もあるので、客観的な基準作りが必要。
- 普段から市民生活相談課が関係課と連携して取り組んでいる内容については評価していた。市営住宅の入居基準について、入居する際は厳しくチェックしているが、入居後はチェックが甘いように感じるので、しっかりと管理してもらいたい。
- 債権回収だけを目的とせず、市民生活相談課と連携している点は、市民の目線に立った良い取組みで評価できる。
- これからが大変な事業であり、ぜひ頑張ってください。
- 実際に生活再建に繋がった事例が生じることにより、市民の理解も得られると思うのでこれからの期待する。

■ 総合評価

外部評点および今までの委員の意見を総合的に評価し、委員会としては、この事業の外部総合評価を「2：改善のうえで継続」とする。

事業が始まったばかりであり、実際に生活再建に繋がった事例が少なく、有効性という面での評価は難しい。今後、多くの事例が生じることによって、効果や改善点が判明してくる事業である。

取り組む方向性としては、ただ債権の回収だけを目的とせず、根本的な生活再建を図ろうとする狙いがあり評価できる。

制度については、市民に対して制度の周知を図るとともに説明責任をしっかりと果たす必要がある。また、制度の悪用が起こらないように明確な基準作りが必要である。

総合評価の所見については、これまでの委員会での意見を事務局でとりまとめ、事後に確認することとする。各委員でこれに対する意見については、事務局と調整願いたい。

○外部評価結果報告書（素案）について

*事務局より、外部評価結果報告書(素案)の概要、構成を説明し、最終の外部評価の総括についての意見を求めた。

《外部評価結果報告書の説明》

今年度実施した外部評価委員会の流れをまとめた。総合評価の結果に各事業の評価シートを加え、外部評価委員会としての総括を記したうえで、3月22日（火）に市長報告を行う予定である。この外部評価については、市の独自性のある取組みを抽出し、実際に現在行っている事業に対して評価を行う「事業寄り添い型」手法を採用した。事業の進捗にあわせて3回ヒアリングを実施しているので、各事業への認識をより深く持って評価していただけたのではと考えている。

本委員会での発言や新たな視点の発見が、3事業に限らず市政全般に波及するものとなることを期待していただいたと考えている。

今回の外部評価全体について、ご意見をいただき、外部評価結果報告書の総括にまとめたいと考えている。あわせて報告書全体についても確認をお願いしたい。

《各委員の意見》

・総括の内容は、委員長が代表して記載してはどうか。

→委員長が記載する形式に変更。

・総合評価指標「3：拡充して継続」のなかに、「目標以上の効果が得られており」という文言があるが、今回の評価に適さない文言であるため変更してはどうか。

→「目標に対し十分な効果が得られており」に変更。